

鳥取縣公報

昭和十六年十一月二十五日
第一千二百八十七號

火曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

告示

◇鳥取縣告示第九百八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル本那產蠶豆及豌豆ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月十六日鳥取縣告示第八百二十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

品 目

銘柄

單位

最高販賣價格

支那產 蠶豆

袋入正味百斤當

二五、三九

同 豌豆

精撰品

同

二九、〇六

同 豌豆

普通品

同

二七、〇四

- 一 本表最高販賣價格トハ日本輸出農產物株式會社及地區雜穀配給機關又ハ同組合員以外ノ販賣業者ノ最高販賣價格ヲ謂フ
- 二 支那產豌豆ノ銘柄ハ產地規格ニ依リ日本輸出農產物株式會社ノ認定セル銘柄ニ依ルモノトス
- 三 本表最高販賣價格ハ販賣業者ノ倉庫又ハ店先渡價格トス

鳥取縣告示第九百九號

鳥取市古市德永千代治ニ對シ十月十四日付羊豚家兔食鶏商免許鑑札左ノ通下付セリ

昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入田三郎

- 一 鑑札番號 第一一六號
- 一 取扱家畜 食鶏

鳥取縣告示第九百十號

麥類生産費調査員十月一日左ノ通囑託セリ

昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入田三郎

- 擔當調査區域
- 西伯郡天津村 職務ヲ執ルベキ場所
 - 東伯郡長瀬村 西伯郡天津村役場
 - 八頭郡國英村 東伯郡長瀬村役場
 - 八頭郡國英村役場

鳥取縣知事 氏名

龜尾丹士	高倉芳治	太田衍
------	------	-----

鳥取縣告示第九百一十一號

繭絲調査員左ノ通囑託、解囑及擔當調査區域ノ變更アリタリ

昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入田三郎

00555

00554

一 繭絲調査員ノ囑託及解囑

囑託繭絲調査員氏名 解囑繭絲調査員氏名

米澤 三次郎

山本 勳

永井 初夫 野島 永壽

二 擔當調査區域ノ變更

繭絲調査員氏名

楠木 一雄

鳥取縣告示第九百一十二號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入田三郎

區分	年月日	番號	鳥取縣知事	職名
返納	昭和十六年十一月十日	八一	氣高郡小鷲河村役場	元書記
交付	昭和十六年十一月十四日	八一	同	書記

鳥取縣告示第九百一十三號

00556

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務 所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリタル 年月日
職島まい 五九	古川 久子	鳥取市東品治町 株式會社丸由百貨店	一五、五、三〇	一六、一〇、二五
職島しん 一〇	竹内よしゑ	鳥取市新町 島屋 商店	一五、八、七	一六、八、一〇
職島たい 二一	岡森恒太郎	鳥取市二階町 第一徵兵保險株式會社鳥取監督所	一五、五、三〇	一六、五、二〇

◇鳥取縣告示第九百十四號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務 所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリタル 年月日
東くく 三〇	山根 邦治	東伯郡倉吉町 倉吉貨物自動車運送有限會社	一六、二、三	一六、一一、六
同 三七	山根 武	同	一六、二、三	一六、一一、六
同 三八	安藤 武男	同	一六、二、三	一六、一一、六

00557

鳥ひ 六四五	石田 幸枝	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一五、四、三二	一六、一〇、三
同 六七〇	前田 英子	同	一五、五、三二	一六、一〇、五
同 七三四	小林 章八	同	一六、五、二	一六、一〇、二八
鳥とら 一〇	宇野田 喜代松	鳥取市寺町 鳥取家具指物工業組合	一四、八、一六	一六、一〇、二
同 一一	水田 浩一	同	一四、八、一六	一六、一〇、一五
鳥ちち 一三	田中 光明	鳥取市東品治町 中央木履製造合資會社	一五、四、八	一六、一一、四
米よ一、九六一	門脇 高保	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一四、五、三一	一六、一〇、六
東つろ 二二	菅原 弘明	東伯郡南谷村 津島 製材工場	一三、五、一九	一六、一一、五
同 四二	藤井 辰代	同	一六、二、一八	一六、一一、五
同 四四	秋山 延一	同	一六、五、九	一六、一一、五

◇鳥取縣告示第九百十五號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動アリタリ

昭和十六年十二月二十五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

診療所所在地	氏名	異動事項	異動年月日
東伯郡倉吉町 厚生病院	飯田 文武	病院退職	昭和十六年四月二十六日

00558

同 黃 乾 泰 同 昭和十六年五月三十一日
 鳥取市西町 日本赤十字社 鳥取支部病院 越 野 三 男 同 昭和十六年十一月四日
 同 小 村 和 榮 同 昭和十六年七月三十日

◇鳥取縣告示第九百十六號

產婆名簿登錄者左ノ如シ
昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎
 本籍 鳥取縣米子市朝日町三七番地
 住所 本籍ニ同シ
 昭和十六年十一月十日 結 城 藤 江
 第八四八號 登錄

◇鳥取縣告示第九百十七號

產婆名簿登錄者左ノ如シ
昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎
 本籍 鳥取縣岩美郡大茅村大字雨瀧四七二番地
 住所 同 縣鳥取市吉方七八八番地 岡垣 一方
 昭和十六年十一月十四日 北 村 綾 子
 第八四九號 大正七年五月十二日生

00559

◇鳥取縣告示第九百十八號

產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ
昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎
 新住所 東伯郡倉吉町大字河原町一九〇五番地
 昭和十六年十一月一日付住所變更ニ依リ產婆名簿訂正方
 出願ニ對シ同年十一月十三日訂正

◇鳥取縣告示第九百十九號

產婆登錄名簿取消者左ノ如シ
昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎
 住所 鳥取縣鳥取市吉方二四五番地ノ九
 昭和十六年十一月一日高知縣高知市新本町二丁目三番地聖心愛子會
 ニ轉住ニ依リ同月二日付名簿取消方願出ニ對シ同月十五日取消

◇鳥取縣告示第九百二十號

昭和十六年臨時徵兵検査徵兵署並整理徵兵署開設日割及場所ヲ左ノ通定ム
昭和十六年十一月二十五日

鳥取縣兵事官地方事務官

高田三郎

00560

(一) 臨時徵兵検査徵兵署開設日割及場所

縣

徵募區

徵兵署

検査日時

鳥取

全徵募區

鳥取市本町一丁目 遷喬國民學校

昭和十六年十二月十六日午前八時三十分

(二) 整理徵兵署開設日割及場所

徵募區

徵兵署

設開日時

全徵募區

鳥取市東町 鳥取縣會議事堂

昭和十七年一月七日午前九時

一 身体検査ノ爲メ集合ハ午前七時三十分トス

二 壯丁ハ集合時限十分前迄ニ徵兵署ヘ到着シ自町村兵事係ノ指揮ニ從フベシ

三 町村兵事係ハ壯丁出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署縣係員ニ報告スベシ

00561

彙

報

大陸歸農開拓民ニ要轉業者

銃後の傷兵要轉業者は
民族の使命滿洲開拓へ

(社會課)

◆ 國防國家建設と要轉業者

日本は今や曾つてない危険に直面してゐるのであつて、これを乗り切りこれに打ち勝つて新東亞の盟主として新しき世界に雄飛するためには、吾等は國防國家建設といふ大目的の下に、一億國民の心と一切の物を擧げて集中しなければならぬ。

國防國家建設とはどんなことか、一口にいへば「必ず勝つ」といふ一事に總ての体制を整へて、これが編成費を行ふことである。従つて國防國家の建設に當つては戦争遂行に必要なもの、即ち軍需品の生産に極度の重點主義がとられることは當然である。そしてそれには日本の從來の經濟關係、生産の仕組を根本的に立直し、て組立てることが必要である。即ち生産・配給・消費の全般に亘つ

この統制の大強化が行はねばならない。

ところがこの統制の強化が行はれるについては商賣がやりにくくなり、とてもやりきれなくなり、遂には失業者、即ち傳來の職業を廢して他に轉業しなければならぬものが相當多數に出て來ることとなつてくる。

しかしかくて生ずる要轉業者は決してその人達のせいではないのであつて、いはゞ名譽ある銃後の傷病兵なのである。國家としては一日も早く日本經濟再編成の方向と、我が國今後の進路に沿つて、新しい生活領域へと雄々しく立ち上つて貰はねばならないのである。

こゝに正確な數字は得られないが、この要轉業者の數は相當多數に上るものと考へられてゐるのであつて、現在日本が當面してゐる緊急なる大問題としてこの轉業問題が取り上げられ、それに対する凡ゆる對策が講ぜられつゝあるのは當然である。そして要轉業者の人達が一日も早く轉業して、新しい生活領域に入られることが唯一の新体制への道であり、高度國防國家建設への任務である。

00562

◇ 政府の轉業對策

政府はこれらの要轉業者への對策として國民職業指導所、國民勤勞訓練所、國民更生金庫の三大施設が創設されてゐるが、この三大施設は轉業者が新たな職業に向ふ場合通過せねばならぬ關門である。即ち國民更生金庫では資金、例へば不用となつた轉廢業者の營業用財産の管理處分とか、負債整理の資金としての貸付等が行はれ、國民勤勞訓練所では体力と精神とが與へられ、そして國民職業指導所から轉業すべき方向を指示されて、新たな生活領域に入る仕組になつてゐるのである。

では要轉業者の轉業先はどうかといふと

- 1 軍需産業
- 2 生産力擴充産業及びその附帶産業
- 3 滿洲開拓民
- 4 支那南洋その他海外への移住進出
- 5 農業生産力擴充(開墾又は歸農)
- 6 國防上必要な土木事業

等の方向が考へられてゐる。政府はこれらの對策を通じて、軍需産業を中心とする産業經濟の一大再編成を斷行しようとしてゐるのである。

◇ 滿洲開拓は國民の義務

右のやうに要轉業者の轉業先にはいろいろ方面があるわけであるが、その中で包容力が最も大きく、その効果は最も多くてもその將來性が絶大であり、そして日滿の融和を基礎として日本の眞の民族的進展を期する點から、又國防の見地からいつて滿洲への開拓民を轉業の最上の方向として、特に力強く取り上げられてゐるのである。

しかしして又こゝに充分注意せねばならぬことは、滿洲開拓民といふものが決して、職業轉換の必要に迫られてゐる一部の人達への單なる逃れ路として、又は救濟策として考へられてゐるのではないといふことである。

既に知られてゐる如く滿洲國の開拓は國防上産業上その他あらゆる點から考へて、東亞共榮圈確立の爲に絶對必要なことであつて、滿洲國でも近く本月十三日を以て永代世襲制を採用した滿洲開拓農場法が公布され、來春四月から實施されることとなつたのも全く滿洲開拓が日滿兩國保全の爲に將又大東亞共榮圈建設の爲に、極めて緊切なる立場にあるによる次第である。しかしこの滿洲開拓の大業は決して農業者だけに依るべきものでなく、我が全國民に背負はされてゐる大きな義務であり使命でなければならぬ。さればこそ政府では豫てより滿洲開拓事業を不動の國策として、二十ヶ年百萬戸の送出計畫を立て、また滿洲國政府は産業開

00563

發五ヶ年計畫、北邊振興、民生振興と共に四大國策として開拓事業を取り上げ、着々これを實行して居るのである。

◇ 要轉業者と開拓農民

現在までに約五萬の開拓農民と約四萬の青少年義勇軍が鐵の戰士として滿洲に根を下して居るのであるが、その開拓民の大部分はこれまで内地に於て農業に従事してゐた人々である。しかしこの滿洲の開拓事業は何時までも農業者のみに委せて置くことは出來ない。商工業者も單に職業の轉換に迫られたからといふのでなく、國民として進んでその優秀な文化と技術を以て國策に協力するといふ氣持で滿洲開拓民となるべきではあるまいか。

商工業者が農民として大陸の開拓に従事出来るか否かといふことは、既に今日までの開拓民の約二割を占める商工業者が、立派に身を以て證明してくれてゐるところである。従つて現在商業に従事してゐる人達も、食へないからやむなく開拓民になるといふやうな氣持でなく、大陸を開拓するといふ高邁な使命を充分認識して、東亞新秩序建設の聖業に直接参加するといふ誇りと決意を以て、積極的に大陸に歸農する開拓の業に邁進して貰ひたいのである。

青少年團の眞姿を顯現せん！
本年度の事業實施計畫

(社會教育課)

我國は既に高度國防國家体制建設の方策を確立し、目下之が完成に向つて邁進しつつあるのであるが、此の臨戰態勢整備の要訣は何と云つても青年團の訓練を以て根幹としなければならぬ。即ち青少年をして國體の本義に基き皇運扶翼の國民的信念を涵養すると共に、皇國青少年としての臣道を實踐せしめ以て職域奉公の誠を致さしめるにあるのである。

之が目的を達成せんがため曩に大日本青少年團が結成せられ、之に即應して本縣も亦鳥取縣青少年團を結成したのであつたが、現下我國の當面せる内外の諸情勢に鑑み、此處に縣青少年團では新團の歴史的發足の第一年度に當つて次の如き努力目標の下に本年度に於ける事業實施計畫を樹立し、以て青少年團の眞姿を顯現することとなつた。

△ 方針

- 一 新生青年團の性格並に其の使命の認識徹底
- 一 高度國防國家体制建設に挺身すべき青少年教養訓練要項の

確立

- 一 青少年團基礎組織の充實強化、指導者並に幹部の錬成陶冶
- 一 國防的團体的實踐鍛練の徹底
- 一 食糧、飼料及び木炭増産等經濟報國運動に對する先驅的活動

- 一 軍事援護、勤勞奉仕、資源確保、國民貯蓄等戰時下諸國策に即應する實踐活動の強化

△事業

- 一 國体明徴施設
 - (一) 神饌田經營 獻穀並に海產物奉納
 - (二) 護國神社庭燎奉仕
- 二 青少年團指導者錬成
 - (一) 青年團指導者錬成講習
 - (二) 女子青年團指導者錬成講習
 - (三) 少年團指導者錬成講習
 - (四) 町村青少年團役員講習
- 三 國防訓練及び國体訓練
 - (一) 青年滑空技能修練
 - (二) 青少年國土防衛綜合訓練
 - (三) 青少年非常動員訓練

- (四) 少年團視閲及び訓練
- (五) 青少年團應急企畫樹立
- 四 体位向上施設
 - (一) 青少年体青指導者講習
- 五 生産擴充施設
 - (一) 青少年團食糧飼料等増産運動協議會
 - (二) 青少年團増産活動共勵會
 - (三) 青少年團増産實績優良團獎勵助成
 - (四) 増産實績体驗發表會
 - (五) 産業報國精勵青年大會
 - (六) 漁村青年修鍊會
- 六 文化訓練、厚生々活指導施設
 - (一) 青年常會指導者講習
 - (二) 結婚改善生活刷新協議會
- 七 軍人援護施設
 - (一) 女子青年團軍人援護事業強化講習
 - (二) 遺族家庭勞力奉仕と出勤軍人激勵慰問
- 八 興亞運動施設
 - (一) 興亞委員會の設置

- (一) 郡市青少年團並に關係機關役職員協議會等指導強化施設
- (二) 縣青少年團報刊行
- (三) 青少年團に關する研究調査
- (四) 専門委員に依る指導
- (五) 青少年團專務職員設置費助成
- (六) 專務職員研究協議會

青少年團幹部の

大山原野勤勞作業訓練

全國に魁け本縣に於て

(社會教育課)

青少年勤勞作業は全日本の青少年を國家公共事に勤勞せしめ勤勞報國義務遂行の先驅者たらしむると共に、集團勤勞生活を通じて國家奉仕を第一義とする國民生活の確立を期し、正しい労働觀を養ひ、あらゆる困苦缺乏に堪ふる氣力と体力を錬成して民族發展の基礎を培ひ、皇運扶翼の大業完遂に挺身する皇國民的性格の錬成を目的とする。

茲に鳥取縣青少年團は大日本青少年團主催にかゝる農地開發營團企圖大山原野開墾勤勞作業に進んで參畫奉仕し、大に生産擴充・資源開發を圖らんとしてゐるのであるが、特に今回は集團勤勞の核心となりて率先垂範、以て青少年の鼓舞激勵に當るべき指導者幹部に對し、作業を通じての徹底的教養訓練を施さうとするものである。従つて所謂、訓練即生産擴充、教育即生活の建前から、作業は團体的規律訓練を基本に鍛練的に實施するは勿論であつて、單なる作業訓練に終ることなく、青年の世界觀・國家觀等に關する教育、軍事豫備訓練、科學訓練、防護、救護、避難訓練等も綜合的に實施の豫定である。

しかして是に對する指導には大日本青少年團本部員、縣青少年團役員並に農地開發營團技術者等十數名が會期中隊員と寢食を共にし專念訓練に當るが、特に青年の保健厚生に考慮を拂ひ、作業と疲勞度等の綿密なる調査統計を得るため、勞働科學研究所からも所員を特派して科學的研究、榮養指導等に當る豫定である。

會期は大體十二月上旬二週間、動員範圍は縣下單位青年團の指導者たる青年學校教員十餘名、幹部團員六十名、計約七十名を選擇して訓練し、更に明年大々的に繼續訓練の筈である。又其の訓練場所としては元弘の史蹟、名和公の純忠を偲びて専心奉仕、公の精神を体得するにふさはしい船上山下名和村に地を相すること

00566

になつてゐる。

本事業は農地開發營團としても創設以來全國に魁けての企畫であり、是に協力する大日本青少年團としても特に眞摯粘り強い本縣青少年團員を選びて、全日本の青少年團に示すべき試験臺とする最初の試みであつて、今や彼の獨逸に於けるアルバイトデインスト運動を我が國に導入せんとする輿論高き折柄、青少年團運動史上最も注目し値する調期的計畫である。

苦汁加里塩の配給

施用上注意を要す

(農務課)

農林省では日本肥料株式會社に對して、新に苦汁加里塩の取扱をさせることとなつた。従つて今後、自然その割當配給をされることとなる見込であるが、この苦汁加里塩は成分の關係から、もし施用の方法を誤れば農作物に對して有害なる作用を興へることとなるので、施用に當つては特に充分な注意を必要とする。左に注意事項を記して置くから誤りなきを期して増産目的達成を全ふされたい。

一 苦汁加里塩は多量の可溶性鹽化曹達、鹽化苦土、及び硫酸苦土等を含してゐて、作物の生育に有害な作用を及ぼす懼れがあるから、其の施用方法特に施用量に充分注意せねばならぬ。
二 施用量は作物や土質、氣候及び施用法等によつて差異があつて、一口にはいへないが、大体一段歩當五貫匁程度に止めることが安全である。
三 施用に當つては出来るだけ均一に撒布せねばならぬ。
四 完熟堆肥及び石灰の施用を怠つてはならぬ。

兵器獻納資源回收

運動醜出金報告

金額	町村名
一金四圓七拾六錢	岩美郡福部村
一金九圓七拾錢	氣高郡勝谷村
一金八圓七拾八錢	日野郡石見村
一金五圓四拾貳錢	氣高郡美穗村
一金五圓九拾參錢	西伯郡上長田村
一金貳拾六圓六拾七錢	氣高郡青谷町
一金拾貳圓拾六錢	氣高郡末恒村

昭和十六年十一月廿五日印刷
昭和十六年十一月廿五日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取郡務支所